

共通－第5号様式 見積参加者選考調書（特定随意契約用）

見積参加者選考調書（特定随意契約用）

調 達 件 名	手当システム（児童）改修業務（令和6年度制度改正対応）
発 注 課	システム管理課
選 定 事 業 者	札幌総合情報センター株式会社
随意契約の理由（相手方を特定した理由を含む。）	
本業務は令和5年12月22日付で閣議決定、令和6年4月19日に衆議院にて可決された法改正により、令和6年10月1日に施行予定である児童手当制度の対象者年齢拡大等に対応するための、手当システム（児童）の改修業務である。 札幌総合情報センター株式会社（以下、「SNET」という。）は既に札幌市との間で締結している「基幹系情報システムソフトウェア（標準準拠版）の利用許諾」に基づき、一体的なマネジメントのもと、自治体システム標準化（以下、「標準化」という。）に向けた対応を開始している。 仮に札幌市が本業務を直接調達し、SNETによる一体的なマネジメントが及ばない状況で本業務を実施した場合、変更された設計内容やプログラムなどを、SNETが改修している設計書やプログラムにマージするとともに、付随して変更内容の理解と変更による影響への対応を行う必要があるが、札幌市が直接契約した事業者に対してSNETが直接的に支持できない状況となってしまうことから、SNETが計画しているシステム改修スケジュールに合わせたマージ作業及び付随作業ができなくなる、突発的な計画変更を強いられるなどマネジメントが不十分になり、国から示された期限までにデータ連携の標準化に対応すること、標準化されたシステムを構築すること等が困難である。 よって、本業務を実施できるのは、標準化されたシステムを構築するSNETによる一体的なマネジメントが及ぶよう、「基幹系情報システムソフトウェア（標準準拠版）の利用許諾」を締結するSNET以外にない。	
根拠法令	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号（予定価格100万円超の場合に記入）
	地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第2号